



RIETI Policy Discussion Paper Series 10-P-026

WTO と環境

山下 一仁

経済産業研究所

WTO と環境*

山下 一仁（経済産業研究所）

要 旨

経済成長と環境との関係は、規模効果、構成比効果、技術効果を考慮する必要がある、環境に優しい技術進歩を行ったつもりが、構成比効果により汚染財の生産量を大きく増加させてしまう可能性もある。貿易自由化と環境の関係については、汚染財の輸入国の場合には“win-win”の関係にあるが、輸出国の場合には適切な環境政策が採用されていなければ、貿易の開始によって経済厚生水準は貿易前よりも低下するかもしれない。環境政策と貿易政策の関係についても、WTO で低税率にコミットしている時は、大国は最適関税が採れないので最適な環境政策はピグー税と一致しなくなる。開放経済の場合だけではなく財価格が変動する場合には、生産要素としての排出権価格が変動する排出権取引に比べ排出税率の変更は議会の議決が必要となり容易ではないという問題がある。

グローバルな環境保全への取り組みを主権国家に働きかける有効な手段として貿易制限措置が用いられている。しかし、これは WTO の最恵国待遇や内外無差別の原則と整合的ではないという問題があるが、WTO 設立後の紛争処理手続きにおける柔軟な解釈からすれば、ガット第 20 条の例外規定を活用することにより、整合性を図ることは可能だろう。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は RIETI の研究成果である山下 [2010] を要約したものである。

1 はじめに

貿易の自由化が進むと、環境団体は、厳しい環境規制を導入している国は環境規制が十分ではない国の産業との競争に負けることを恐れ、規制水準を引き下げるのではないかという懸念を持つ。他方で、先進国の比較優位を失った産業は、途上国の環境基準の低さを、貿易自由化に反対するための口実として使いやすい。環境保護の主張は保護貿易的な主張と結びつきやすい。ガット時代の 1992 年イルカを混獲するような漁法で漁獲されたマグロの輸入を禁止したアメリカの措置がガット違反であると判定されたことにより、環境 NGO はガット/WTO が環境保護の利益を侵害しているという認識を強めることになった。

その一方で環境問題を解決するために貿易措置が用いられている。地球規模または越境的な汚染や生物多様性などの環境問題に関する国際的な取極めに参加しようとししない国に対して、国際的な取極めに参加させる誘因として、貿易措置が用いられている。地球温暖化問題解決のために、排出権取引が本格的に導入されようとする中で、温暖化対策を講じる国とそうでない国との間で国際競争力に差異が生じるのではないかという懸念が具体化しており、アメリカや EU などではこれに対する貿易上の対応策が検討されている。

しかしながら、このような動きが、ガット/WTO 体制と整合的なのかという問題が生じている。ガット/WTO 体制は WTO に加盟している国であれば（環境上の国際的な取極めに参加しているかどうかにかかわらず）貿易相手国を平等に扱うという最恵国待遇の原則や（環境に配慮して生産されたかどうかなどどのような生産方法で作られたかを問わず）同じ種類の産品であれば輸入産品を国内産品と同様に扱うという内外無差別の原則を基本としているからである。環境を改善しようとする動きと貿易自由化を推進するための仕組みに対立が生じているのである。

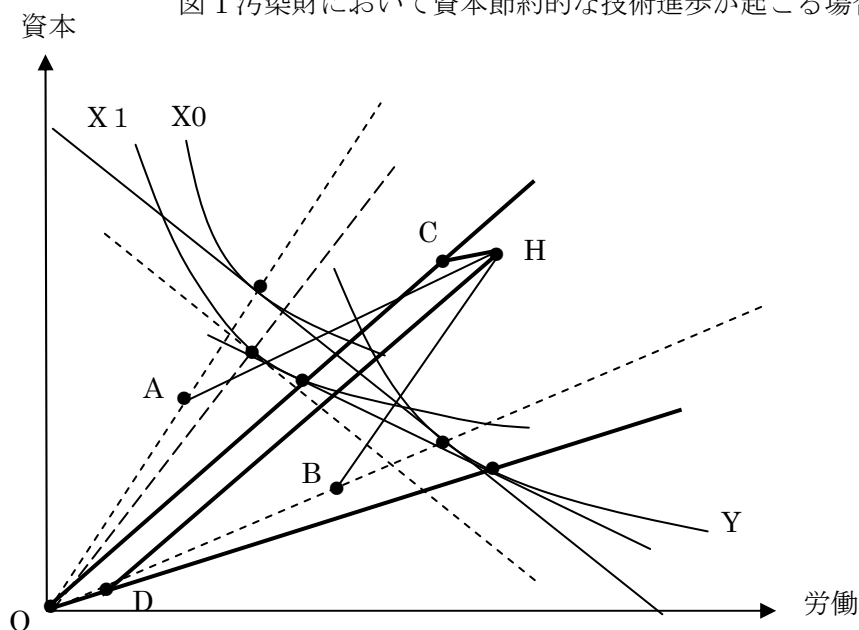
2 環境と経済成長

経済成長の環境への影響は三つの効果に区分することができる。それは規模効果、構成比効果、そして技術効果である。規模効果とは、他の条件が同じであれば生産規模の拡大は環境水準の悪化をもたらす、というものである。一方、同じ経済水準でも、汚染財の生産比率が高まれば環境水準は悪化する。これが構成比効果である。技術効果は生産一単位当たりの汚染排出量である汚染集約度の変化についてのものである。汚染量は、産業ごとの {汚染集約度(技術効果)×当該産業の経済規模に占める割合(構成比効果)×経済規模(規模効果)} を合計したものである。経済発展による規模効果があっても、構成比効果や技術効果がこれを上回れば、汚染の総量は減少し、経済成長と環境の間に“win-win”の関係

が実現する。

例えば，成長が非汚染産業において集約的に用いられる要素の蓄積を通して起こった時，財の相対価格が不変であれば，国際経済学の「リプチンスキーの定理¹」により，非汚染財の生産量は大きく増加し，汚染財の生産量は減少するので，構成比効果によって環境は改善する。

図 1 汚染財において資本節約的な技術進歩が起こる場合



しかし，汚染を削減しようとして技術進歩が行われても，技術効果が構成比効果によって打ち消され，かえって汚染が拡大する可能性もある．汚染財には資本集約的な財が多い．汚染財の資本集約度が低下すると財 1 単位当たり汚染の排出量も減少すると仮定したうえで，汚染財において資本節約的な技術進歩が起こる場合を分析する．図 1 で，H はこの国の生産要素賦存量である．当初の汚染財の X0 という等生産量曲線が資本節約的な技術進歩によって X1 に移行する．この結果，汚染財 X の OA，非汚染財 Y の OB という生産要素比率が OC，OD に変化する．X 財の生産量は OA から OC へ拡大し（技術進歩が生じているので実際の生産量は OC の長さ以上に拡大する），Y 財は OB から OD へ縮小している．（非汚染財の生産減少による汚染減少をとりあえず無視すると）資本節約的な技術進歩によって，汚染財 1 単位当たりの汚染排出量を 30%削減したとしても，汚染財の生産が技術進歩と使用する生産要素の増加により 300%増加す

¹ 「リプチンスキーの定理」とは，財価格一定の下で，ある生産要素の賦存量が増えると，その生産要素を集約的に使用する財の生産は生産要素の増加率以上に増加し，他の生産要素を集約的に使用する財の生産はそれ以上に減少するというものである。

れば、トータルの汚染排出量は 2.1 倍に増えてしまう。つまり、経済成長と環境改善の技術効果を意図した結果、大幅な構成比効果を生じてしまい、環境がかえって悪化する場合もあるのである。

3 環境と貿易

貿易自由化と環境の改善は“win-win”の関係にあるのだろうか。貿易自由化の環境への効果は、その国が外部不経済を発生させている汚染財の輸出国か輸入国かによって異なる。

図 2 輸出国の利益

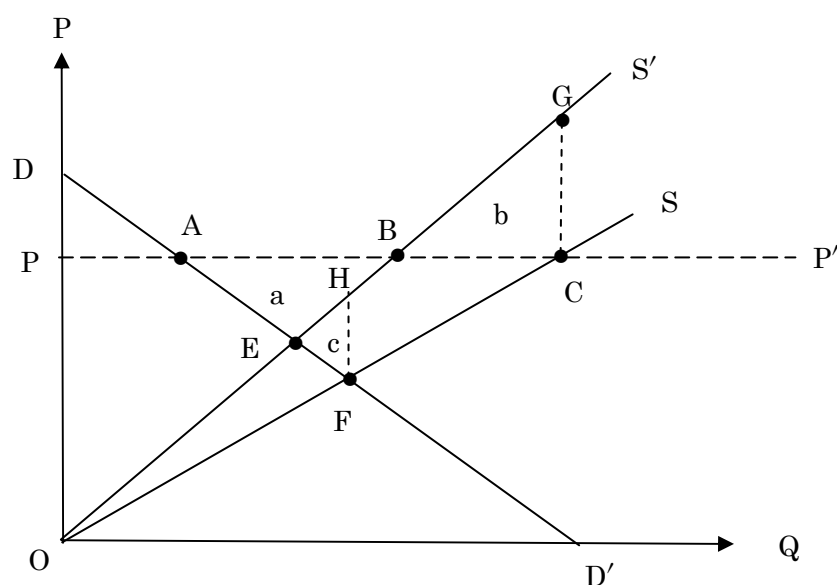


図 2 で DD' は需要曲線、 OS は外部不経済を反映していない供給曲線、 OS' は外部不経済を内部化した供給曲線、 PP' は国際価格である。この国が自由貿易のもとで外部不経済を内部化しないで生産した場合、消費者余剰は $\triangle DPA$ 、生産者余剰は $\triangle POC$ 、外部不経済は $\triangle OGC$ 、トータルの便益は $\triangle DPA + \triangle PBO - \triangle BGC (=b)$ となる。閉鎖経済の場合には、トータルの便益は $\triangle DEO - \triangle EHF (=c)$ である。貿易によって $\triangle AEB (=a) + c - b$ の追加的な利益（または不利益）が生じる。しかし、 $a + c$ という貿易による利益よりも b という環境の不利益の方が大きければ、これはマイナスとなる可能性がある。適切な環境政策が採用されていないければ、貿易の開始によって経済厚生水準は貿易前よりも低下するかもしれないのである。

これに対して、外部不経済を内部化した場合、トータルの便益は消費者余剰 $\triangle DPA + \triangle$ 生産者余剰 PBO であり、貿易の開始により a に相当する分の効用が増加するとともに、内部化しない場合より、 b の分だけ向上する。適正な環境政

策が採られていれば貿易自由化は保護貿易よりも経済厚生水準を向上させる。逆に言うと、貿易自由化のもとで適正な環境政策を採れば、便益は最大化する。外部不経済が内部化されていないと”win-win”とはならない可能性があるが、外部不経済が内部化されていれば常に”win-win”である。

汚染財の輸入国では、貿易により国内の汚染財価格が低下し、汚染財の生産量は減少するので、非汚染財の生産増加による汚染増加の程度が大きい限り、貿易が汚染を削減することになる。貿易自由化は、汚染の削減による環境利益の増加と財消費の増加による貿易利益の増加という二重の利益をもたらす。

4 環境政策と貿易政策

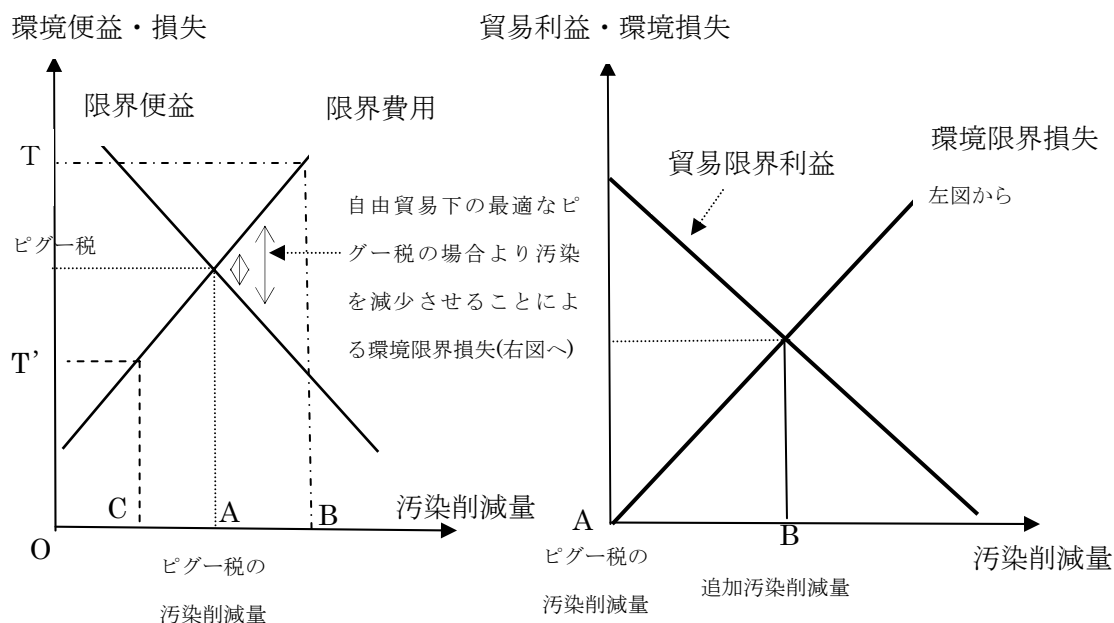
国際価格に影響力を持つような大国の厚生水準が最大化するのは、貿易政策として最適関税を採り、環境政策としてピグー税を採る場合である。しかし、WTO や FTA によって一定のゼロまたは低い税率にコミットしている時は、最適関税が採れない。このため、環境政策のみによって厚生水準を最大化しようとするれば、最適な環境政策は最適関税の役割も果たさなければならなくなるのでピグー税と一致しなくなる。この場合には、環境政策が一部分貿易政策の肩代わりをすることになる。環境政策が貿易政策の代わりとして使われるケースである。

図 3(a,b) 交易条件効果を考慮した最適な汚染削減量

図 3-a 環境面での便益と費用

図 3-b 貿易の利益と環境の損失

(汚染財の輸出国のケース)



まず、この国が汚染財の輸出国である場合は、生産（汚染）を縮小すると、交易条件は改善する。したがって、大国の場合にはピグー税の水準より高い税を課すことが、経済厚生水準を向上させるための最適な次善の政策となる。図 3-a は環境の観点から汚染削減の限界便益と限界費用を示したものである。貿易の利益を考慮しなければ、最適な環境政策、ピグー税は限界便益と限界費用の交わる場所で決定される。その汚染削減量を超えてさらに削減しようとする、限界便益曲線と限界費用曲線の差に相当する環境の限界損失が発生するが、国内輸出生産が縮小するので交易条件改善による利益が生じる。図 3-b で貿易限界利益曲線と環境限界損失曲線との交点が、貿易利益を考慮した最適な追加的な汚染削減量である。その追加的な汚染削減量(AB)を図 3-a でピグー税に見合う汚染削減量(OA)に加えると最適な排出税(T)を決定できる。逆に、大国が汚染財の輸入国の場合は、ピグー税より低い税を課すことが望ましい。

5 環境問題の本質

産業が水、土、大気などの環境を利用・汚染することによって生産を行なうことは、環境という生産要素を使用して生産を行なうことに他ならない。市場の失敗とは、この消費財としての環境や生産要素としての環境に適切な対価が設定されていないことから生じる問題である。

生産要素としての環境には、所有との関係で次の三つのタイプがある。

第一に、水や土地などについては、労働や資本と同様、所有権は確立されており、競合性、排除性という財の性格を有する通常の私的財であるが、外部経済が内部化されていないために生産要素としての価格付けが十分になされていないものである。

第二に、競合性はあるが非排除という財の性格を持った、オープン・アクセス資源といわれるものである。誰でも自由に放牧できる共有地に農家が一頭でも多く放牧しようすると、過度の放牧によって牧草は枯渇してしまい、全ての農家が被害を被ってしまう。コモンズの悲劇である。これは資源の利用を排除しないというオープン・アクセス状態にあるため生じているものである。

第三に、大気など非排除、非競合の公共財の性格を有する生産要素である。大気自体は分割して所有権の対象とすることはできなくても、大気に影響を与える汚染・排出についての権利を設定し、権利を有していない者の汚染・排出を認めないことによって、大気の質を維持・改善することが可能となる。産業に一定量まで汚染できるという権利や一定の対価を支払えば汚染できるという権利を設定することは、環境・汚染を生産要素として使用していることに他ならない。すなわち、大気という純粋公共財を、競合性、排除性のある私的な財としての生産要素という形で利用させることが可能となるのである。

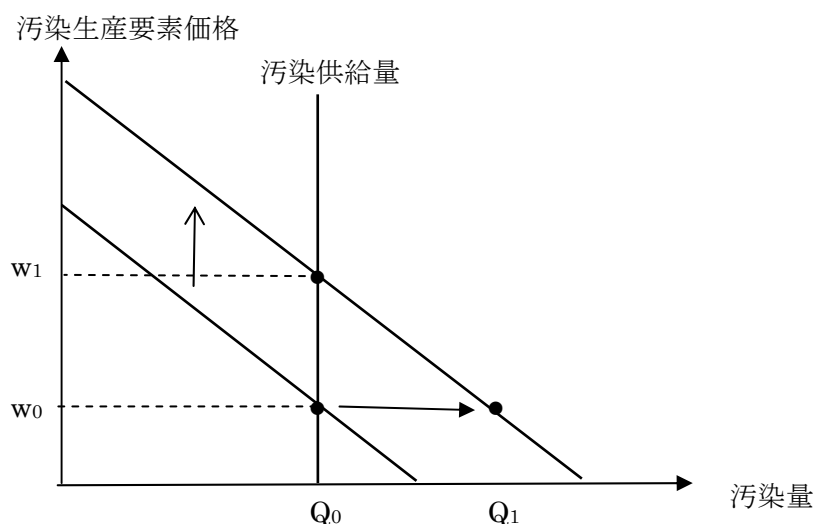
第二，第三のケースに共通しているのは，財が非排除という性格を持っていることなので，解決策としては政府が財に排除性を導入するという工夫を行えばよいのである．市場の失敗についての解決方法は，市場を活用しないのではなく，非排除性という問題を克服するために市場を活用することである．

6 排出税か排出権取引か

国内市場における部分均衡分析では，排出税と汚染物質の総量を固定した排出権取引市場の創設は効果のうえで同じである．ある一定の排出税による汚染排出総量を前提にして，国内排出権取引市場によって実現する排出権取引価格はその排出税と同じである．

しかし，汚染財に比較優位を有する国では，貿易の開始により自給経済の場合よりも汚染財の価格は上昇する．汚染生産要素の限界生産物価値（“value of marginal product”）²が高まり，汚染生産要素への需要（派生需要）曲線が上方へシフトするので，排出量が固定されている排出権取引の場合には，汚染という生産要素の価格は w_0 から w_1 へ上昇する（図 4）．しかし，汚染生産要素価格を固定している排出税の場合には， Q_0 から Q_1 へ排出量が増加する．

図 4 汚染生産要素の需給



一定の排出量に収めるという条件の下では，閉鎖経済における最適な排出税の水準は，開放経済における最適な排出税の水準とは一致しなくなる．貿易の

² 生産物の価格に生産要素の限界生産物を乗じたものである．生産物の価格が上昇すれば，限界生産物価値も増加する．

開始によって、排出権取引の場合は排出量が固定されているので排出権取引価格は市場で調整されるが、排出税の場合には税の水準を国家が調整しなければならない。税は法律で定めなければならないとする「租税法律主義」の下では税率の変更は議会の議決が必要となるので、これは容易ではない。開放経済の場合だけではなく財価格が変動する場合には排出権取引の方が望ましい。

これに対して、不確実性がある場合のワイツマンの定理³を地球温暖化問題に適用すると、一定の省エネルギーを達した後は限界費用が増加するので限界汚染削減費用曲線の傾きは大きくなるが、他方で温暖化ガスの蓄積は長期に大量に存在し、かつ長期間にわたり残存するので、現時点で温暖化ガスを削減したとしても、年間の最初の 1 トンの削減便益と最後の 1 トンの削減便益の違いは大きなものではなく限界便益曲線の傾きは小さく水平に近いものと考えられることから、排出税の方が望ましいという主張がある⁴。しかし、地球温暖化問題については世界全体の削減量（他面では排出総量）を決定した後に各国に配分するというものなので、各国が不確実性の下で正しい削減量を決定するという状況のものではない。世界全体の削減量についても、一定温度以上の温暖化を防止するためにどれだけの排出削減を行わなければならないかという科学的な観点から決定されたものであって、限界便益曲線と限界汚染削減費用曲線によって決定しているのではない。不確実性よりも財価格の変化により汚染要素価格を弾力的に変更できないという税の歪みの方が大きいものと思われる。

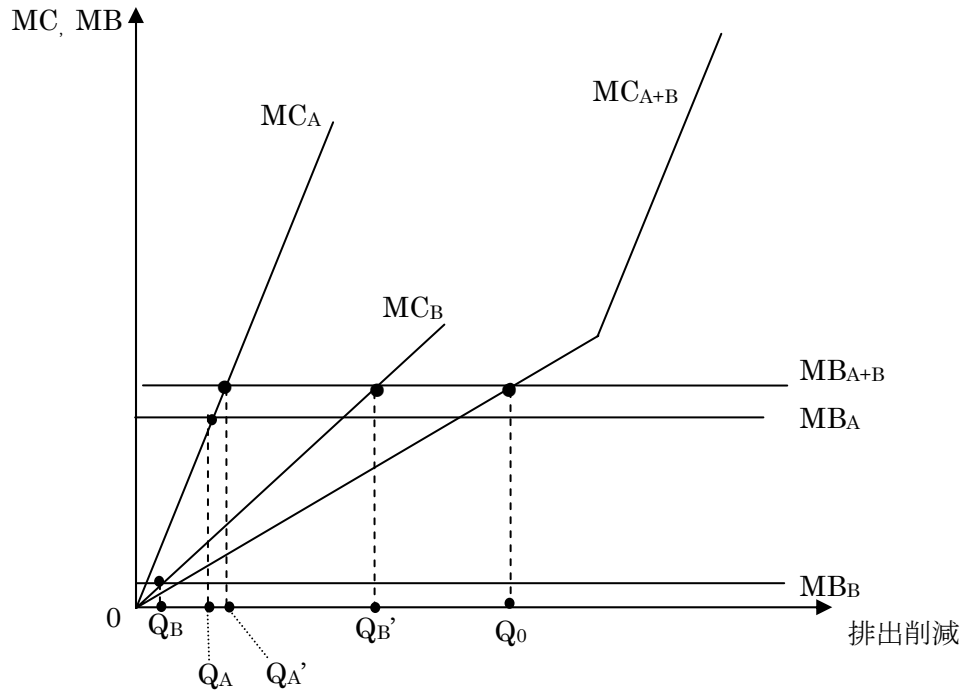
7 地球環境問題の難しさ

グローバルな環境問題については、グローバルな限界便益がグローバルな限界費用と等しくなることが最も経済的に効率的である。しかし、外部性によって受ける影響や国際的な取決めから受けるメリットや負担が各国によってまちまちであれば、各国は自主的に協力し合おうとはしない。図 5 で限界削減便益は、B 国で低く A 国で高いと仮定する。当初 A 国の方がより多い排出削減(Q_A)を行っているし、完全に協力的な均衡を行うためには、削減量を Q_A' へわずかに増加すればよい。しかし、限界削減便益の低い B 国では、自国の限界削減便益が低いにもかかわらず削減量を Q_B から Q_B' まで大幅に増加しなければならない。このような場合には国際的な協調を達成することは容易ではない。

³ 限界汚染削減費用曲線の傾きが限界便益曲線の傾きよりも大きいときには排出税は排出権取引よりも優れており、逆に限界便益曲線の傾きが限界汚染削減費用曲線の傾きよりも大きいときには排出権取引は排出税よりも優れているという定理。

⁴ McKibbin and Wilcoxon [2002] 参照。高尾[2008]64～65 頁参照。

図 5 越境汚染(相互に排出,限界便益が異なるケース)



また、環境保全の公共財的な性格から、他の国の努力により国際的な取組みの達成が可能であると判断されると、ただ乗りして利益だけを得ようとするおそれがある。また、非排除という問題を解決するためには、所有権を明確にし汚染者と被害者の間で補償または外部性の除去に関する交渉を行うか、あるいは政府のようなアクセスを制限する外部機関の存在が必要となる。しかしながら、主権国家から構成される国際社会において、そのような権力を有する世界政府は存在しない。そのような状況のもとで、世界的な環境保全への取り組みへの参加を働きかける有効な手段を検討する必要がある。結論からいうと、貿易制限措置はそのための一つの有効な手段として用いられているのである。

8 貿易制限措置のガット/WTO 整合性

8-1 ガット/WTO 体制の変化

1994 年までのガット時代には、自由貿易促進の観点から、環境保護のためにガットの例外を認めることについては厳しく判断していた。しかし、このような厳格な解釈は WTO の成立以降は緩和されるようになっている。

まず、国内に入った輸入品については、同種の国産品より不利な扱いをしてはならないという内外無差別の原則（ガット第 3 条）がある。「同種の産品」の判断基準については、1970 年の国境税調整についてのガット作業部会報告で、

(i) 産品の物理的特性(“physical properties”), (ii) 特定の市場における産品の用途(“the product’s end-uses in a given market”), (iii) 代替可能とみなす消費者の嗜好・習慣(“consumer tastes and habits”), (iv) 関税分類(“tariff classification”)⁵などの基準に照らしてケース・バイ・ケースで判断するという方針が示され、以後のガット/WTO の判断はこの方針を踏襲している。

従来から、産品の物理的特性が重視され、それが同一のものは原則として「同種の産品」であると理解されてきた。このような理解に立つと、産品それ自体の物理的特性が同一のものである限り、たとえば、イルカを混獲するような方法でマグロを採ったか、イルカの混獲を回避する漁具を利用して採ったかという生産工程及び生産方法(process and production method : PPM)が違う場合でも、「同種の産品」であることには変わりがない。したがって、物理的特性が同じであるにもかかわらず PPM の違いで産品を差別的に扱うこと、例えば環境規制に従って生産されたモノと従わないモノを差別的に扱うことは、ガット第 3 条に違反する。

米国・マグロ輸入制限事件のパネルは、産品規制と産品非関連の PPM 規制のうち第 3 条は前者のみを対象とするものであり、後者を内容とする国内措置が国境で発動されるときは第 3 条ではなく第 11 条が適用されると判断した⁶。生産方法の違いは国外の輸出国で生じたものであり輸入国の管轄下にあるものではない、産品の物理的な特徴に関連する規制はガット第 3 条の対象であるが、国外の産品非関連の措置、すなわち生産方法に対する規制は、あくまでも国外で行っているものであり、その結果としてもたらされる国境における輸入制限は第 3 条の対象ではなく、輸入数量制限を禁止する第 11 条の対象措置である、という理解である⁷。

この解釈では輸入制限を行えば直ちに第 11 条に違反するので、例外規定である第 20 条によって当該措置を正当化しなければならない。

第 20 条 この協定の規定は、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において恣意的なもしくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

⁵ この基準は日本・酒税事件のパネル報告によって後に追加されたものである。

⁶ 米国・マグロ輸入制限事件 (I) パネル報告 para. 5.14, 5.18.

⁷ このような国境措置(外国でもある規制を行わせようという効果を期待するもので一種の域外適用とも言える)は輸入制限であり、第 11 条違反であることは明らかなので、これを正当化しようとする、ガット第 20 条の検討が必要になる。なお、米国・エビ輸入禁止事件では、PPM による輸入数量制限についての第 11 条違反も第 20 条により一定の条件の下で正当化されている。

- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

(下線部筆者)

(b)号の「必要な」という字句（「必要性」の要件）は、従来「合理的に利用可能な(“reasonably available”)他により貿易制限的でない代替手段(“less trade-restrictive alternative measure”)がないこと」という趣旨に狭く解釈されてきた。

WTO 移行後、まず、保護の水準と措置との関係に関し、EC・アスベスト規制事件の上級委員会報告では、加盟国は保護の水準を自由に決定できるとされた⁸。ゼロリスクも認められるということである。

さらに、韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告は、「必要な措置」には幅があり、「不可欠な(indispensable)措置」と「目標に貢献する措置」の二つの極の間のうち前者に近いものであるが、必ずしも前者に限定されないとし、必要であるかどうかの判断は、①法令の遵守に対する当該措置の貢献度、②当該法令で守られる共通の利益や価値の重要性、③当該法令の輸出入に及ぼす影響、貿易制限効果などの諸要素をウェイト付けしバランスさせる(“weighing and balancing”)プロセスを経たものでなければならないとした⁹。また、各国は国内法をどの程度強く実施するかどうかを自ら決定する権利を有するとした¹⁰。そのうえで、措置の法令の目的の達成に対する貢献が大きければ大きいほど、共通の利益や価値が重要であればあるほど、輸入品に対する影響が小さければ小さいほど、当該措置が「必要である」とされるだろうと判断した¹¹。いわゆるbalancing・テストである¹²。

(g)号の「関する」という表現についても、ガット時代の「第一の目的としている」という解釈は放棄され、「措置と目的に合理的な関連性があればよい」とされた。

第20条柱書については、米国・エビ輸入禁止事件の上級委員会は、柱書がいわゆる信義則を表わしていることが強調され¹³、(i)アメリカの輸入制限は、TEDという漁法のみを認める自国のウミガメ保存策が、他の国の条件に適して

⁸ EC・アスベスト規制事件上級委員会報告 para. 174.

⁹ 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告 paras. 161, 164.

¹⁰ 同上 para. 177.

¹¹ 同上 paras. 162, 163, 172.

¹² 韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告の数ヵ月後に出されたEC・アスベスト規制事件の上級委員会報告は、韓国・牛肉流通規制事件上級委員会報告で示されたbalancing・テストを行う上で人の生命・健康の維持はきわめて重要なものであるので必要性の要件を満たしやすいと判断した(EC・アスベスト規制事件上級委員会報告 paras.172,174)。

¹³ 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 para. 158.

いるかについて判断することなく、これを他国に一律かつ非妥協的に強制するものであること等から、「恣意的な差別」に該当する、(ii) アメリカが西半球の貿易相手国とウミガメ保存の国際取極めを結ぶ努力を行いながら、他の関係国との間ではこれを怠っていること、方策に関して実施の移行期間や技術移転について国によって異なる扱いをしていることは「正当と認められない差別」に該当すると判断した¹⁴。

(i)はアメリカと輸出国との間の（つまり内と外との）差別、(ii)は輸出国間の（つまり外と外との）差別が問題とされたのである。特に、(i)が示しているように、上級委員会が輸出国の事情にできる限り配慮することを求めていることは、重要な点である。

さらに、上級委員会は、輸入国への市場アクセスを輸入国が一方的に規定した政策の遵守や採用と関連づけるということは第 20 条各号の例外条項の範囲に属する措置に共通して見られる側面であり、輸入国がある政策の遵守や採用を輸出国に要求することによって、当該措置が先験的に第 20 条で正当化できないとすることは必要でないし、そのような解釈をとれば第 20 条各号の例外条項の全てではないにしてもほとんどが無用なものになってしまうとして、ある程度の一方的措置を認めた。ただし、環境的な取り決めを結ぶよう交渉する義務があるとはしていないが、越境的なまたは地球的な環境問題に対処するためには、最大限国際間の協力と合意に基づくべきであり¹⁵、一方主義は可能な限り回避すべきであるとした。その際、関係国と交渉しないことが不当な差別に当たるのではなく、一部の国と交渉して他の国とは交渉しないことが不当な差別に当たるとした。この上級委員会報告は一方的措置、産品非関連の PPM に基づく措置という二つの面で環境に配慮した判断を行なったのである。

8-2 MEA（多国間環境協定）と WTO

MEA の中には、モントリオール議定書やバーゼル条約のように、非加盟国に貿易上の不利益を与えることによって MEA への参加を促す等の観点から、非加盟国との貿易を制限する規定を置いているものがある。これらの規定は、MEA 非加盟国が WTO 加盟国である場合には、ガット第 1 条の最恵国待遇の原則に抵触する。また、モントリオール議定書には産品非関連の PPM を認めている規定があり、バーゼル条約はガット第 11 条に不整合な輸出入規制を採っている。したがって、これらについては、第 20 条(b)号または(g)号の要件を満たした後

¹⁴ 同上 paras. 161-184, 特に 171, 177, 182.なお、ブラジル・再生タイヤ輸入関連措置事件における上級委員会の報告は、「差別の理由・原因が措置の政策目的と合理的な関係を持たないか、反する場合、任意の正当と認められない差別となる」と判断している。ブラジル・再生タイヤ輸入関連措置事件上級委員会報告 para. 227.

¹⁵ 米国・エビ輸入禁止事件上級委員会報告 paras.168-169.

に、第 20 条但書の要件を満たしているかどうか、「恣意的な差別」、「正当と認められない差別」、「偽装された貿易制限」に該当しないかどうかの判断が必要となる。

第 20 条但書との関係で特に問題となるのは、非加盟国に対する貿易制限が、「恣意的な、若しくは正当と認められない差別」に該当するかどうかであろう。しかし、そもそも MEA に基づく差別は、自らは負担を行なわないで MEA 加盟国の環境規制措置によって利益だけを受けようとする非加盟国に対し、MEA 参加を促すためのものであって、それが「恣意的」や「正当と認められない」というものではないだろうし、ましてや特定の国の産業保護のために貿易制限の偽装を意図しているものではない。ガット第 20 条但書はガット第 3 条のように同種の「産品」間の差別ではなく「同様の条件の下にある諸国の間に（下線部筆者）」おける差別等を規定していることである。MEA に加盟している国とそうでない国との間では、MEA 非加盟国はフリー・ライダーになる可能性がある等の理由で「同様の条件の下にない」と判断することも可能だろう。

8-3 残されたいくつかの問題

(1) 国境税調整

厳しい環境政策を採用した場合に懸念される国際競争力の低下への対応策としてあげられるのが、「国境税調整」である。国境税調整は、同様の税等が導入されていない国からの輸入品には、輸入段階で国内の同様の産品に課されているものと同額の輸入税を課し、それらの国への輸出に際しては国内で課された環境税相当額等を還付するというものである。2009 年 6 月アメリカ連邦議会下院で可決された法案は、アメリカ企業が地球温暖化ガスの排出を削減することによって外国企業との競争上不利益を被らないよう、規制の緩やかな国からの対象産品については、アメリカの国内産業の温暖化ガス削減のコスト負担を考慮した排出枠に関する許可証を提示することを求めている。輸入については内国民待遇原則との整合性や不整合な場合にガット第 20 条での救済の可能性が問題となり、輸出品については税等を免除または払い戻すことによって実施されることから、補助金規律との関係が問題となる。

(2) 排出権取引とサービス協定

排出権取引が一種の金融サービスであるとすればサービス協定が適用される。EU-ETS は京都議定書附属書 B（先進国）で同議定書批准国との間でしか排出権取引に関する協定を結ぶことを認めていない。このような仕組みは、最恵国待遇および約束したサービスセクターであれば内国民待遇の原則に反することになる。また、特定のサービスや他の WTO 加盟国のサービス供給者を完全に排

除することはサービス協定第 16 条の数量制限禁止に不整合となる．このため、ガット第 20 条と同様の規定であるサービス協定第 14 条で正当化できるかという問題が生じる．しかし、サービス協定第 14 条にはガット第 20 条(g)号に相当する規定がないという問題がある．

(参考文献)

- 高尾克樹[2008] 『キャップ・アンド・トレード 排出権取引を中心とした環境保護の政策科学』 有斐閣.
- 山下一仁[2010] 『環境と貿易』 日本評論社
- McKibbn, W and Wilcoxon, P.[2002] “The Role of Economics in Climate Change Policy,” *Journal of Economic Perspectives*, vol. 16, no. 2, pp107-129.
- GATT, United States – Restriction on Imports of Tuna, Report of the Panel, circulated on 3 September 1991 (DS/21/R, BISD 39S/155, reprinted in 30 I.L.M. 1594 (1991)) (米国・マグロ輸入制限事件(I)).
- World Trade Organization (WTO), Japan – Taxes on Alcoholic Beverages, WT/DS8, 10, 11 (1 November 1996) (日本・酒税事件).
- World Trade Organization (WTO), United States – Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products, WT/DS58 (6 November 1998) (米国・エビ輸入禁止事件).
- World Trade Organization (WTO), Korea – Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef, WT/DS/161, 169 (10 January 2001) (韓国・牛肉流通規制事件).
- World Trade Organization (WTO), European Communities – Measures Affecting Asbestos and Products Containing Asbestos, WT/DS135 (5 April 2001) (EC・アスベスト規制事件).
- World Trade Organization (WTO), Brazil – Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres, WT/DS332 (17 Dec. 2007) (ブラジル・再生タイヤ輸入関連措置事件).